

東弁憲法センター ブログ記事「憲法の小窓」

第1回 「憲法はあなたを守っているのか」

弁護士 津田二郎（東京弁護士会憲法問題対策センター事務局長）

- 1 東京弁護士会の憲法問題対策センターは、市民の皆さんに憲法問題について情報を提供したり、会長声明を通じて人権問題などについて警鐘を鳴らしたりしています。

そのとき、私たちが大事にしているのは、「憲法の価値観」です。憲法は、国や自治体などの権力が市民生活に踏み込んで規制したり、生活を危うくさせて生きづらくさせるようなことを禁止して、私たちの生活を守ってくれています。

- 2 だけど、憲法が「ある」だけで私たちの生活は本当に守られているのでしょうか。

女性の権利の問題を例に考えてみたいと思います。

日本国憲法は、1947年5月3日に施行されました。施行というのは、この国に通用するルールとして効力を持つことです。

日本国憲法では、13条で個人の幸福追求権が*1、14条1項で「法の下での平等」が*2、24条で家庭生活が「両性の本質的平等」に基づいて行われるようにすることが*3、それぞれ定められ男女の平等が徹底されました。

それ以前の大日本帝国憲法の下では、1925年改正普通選挙法のもとでも25歳以上男子の普通選挙権は認められていましたが、女性には認められていませんでした。そればかりか女性の政治活動は禁止されていました*4。さらに婚姻した女性である「妻」は「無能力」とされて財産を管理することが認められていませんでした。また既婚女性との不倫のみを処罰する犯罪もありました*5。

これらに代表されるような女性差別は日本国憲法の施行によって社会から一掃されたのでしょうか。皆さんが日々実感されているように、現在でもまだ

なくなっています。でも少しずつは変わってきています。

3 労働の分野における女性差別克服の歴史を紐解いてみましょう。

日本で最初の女性差別克服のための裁判は、結婚したら会社を辞めなければならないという「結婚退職制」が争われた裁判でした（住友セメント事件）。女性が結婚したら退職しなければならないという不合理を訴えたこの事件は、1963年に提訴され、一審原告勝利判決が1966年にありました。実に日本国憲法が施行されて約20年にして初めて職場の中の男女差別に光が当たったのです。

この事件の勝利判決に励まされて、1967年、男性が55歳定年なのに女性が30歳で退職しなければならない「若年定年制」について不合理だという裁判が提訴されました（東急機関工業事件）。その後、1960年代から70年代にかけて出産したら退職しなければならない「出産退職制」や「第二子出産退職制」、「男子55歳女子50歳退職制」、「女性であることを理由にした整理解雇基準」などについて次々に裁判が起こされました。裁判は、必ずしも原告の勝利判決だけではありませんでした。裁判官もそれまでの古い考え方にとらわれていたのです。

しかし、全体としてはこれらの差別が是正される方向で事件は解決していき、1980年ころまでには、女性であることを理由とした早期退職制度は認められないことがほぼ確立しました。

1980年以降は、女性が男性同様の賃金を得ることが不可能な賃金制度や手当の支給基準が裁判で争われるようになりました。さらには1985年に男女雇用機会均等法が施行されて、職場の採用において男女を分けることが禁じられるようになりました。総合職・一般職を口実にした、男女別採用も禁じられました。

1990年代には、これらの差別に加えて、女性が事実上昇進・昇格できないようになっている制度の不合理の是正を求めた裁判が次々に行われるように

なりました。また、現在では当然の「セクシャルハラスメント」も、1992年に初めて裁判で認められたのです。

このように労働の分野での女性差別は、少しずつ是正される方向で変化してきました。この変化の力になったのは、先に紹介した、日本国憲法の個人の尊重や男女の平等を定めた各規定だったことは間違いありません。

4 ところで、個人の尊厳や男女の平等を定めた日本国憲法が施行されたのに、どうして何十年にもわたって男性と女性とが別に取り扱われる制度が残っていたのでしょうか。

それは現実には生活している私達自身の問題でもあるのではないのでしょうか。

憲法が変わっても、そこに生活している私たちがそれまでと変わらずにいたら、差別や不合理な取り扱いは、現実社会に温存されてしまうのです。

大多数が何も思っていないくとも、たった一人が「生きづらい」「なんかおかしい」と感じたときに、それを解決するための武器になってくれるのが憲法であり、その味方になるのが弁護士だと思っています。

5 たった一人が感じた「生きづらさ」を大切に、それをなくす。このことが憲法の価値観なのです。憲法は「ある」だけではあまり価値がありません。あなたが「おかしい」と感じて、それを正すために使ったときに、初めて価値を発揮してあなたを守ってくれるのです。

その道のりは必ずしも平たんではないかもしれませんが。それでも、きっと憲法はあなたの「生きやすさ」の助けになることでしょう。これまでも、そしてこれからも。

*1憲法第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

*2憲法第14条1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

***3憲法第 24 条**

1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

***4**1890年集会及政社法。1900年結社の禁止（治安警察法5条1項）集会の禁止（治安警察法5条2項<1922年改正前>）

***5**姦通罪（旧刑法183条）